

令和8年4月3日

国土交通省
中部地方整備局長 森本 輝 殿

株式会社ライフアシスト
代表取締役 相川 政也



監督処分に係る業務改善措置について

- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等並びに本件違反行為の再発防止のために行った取引時の具体的な対策について、貴社の役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し速やかに周知徹底することについて

弊社役員及び全従業員に対し、今回の違反行為の内容及び処分内容並びに再発防止のための具体的な社内ルールを策定し、速やかに周知徹底を行いました。

- (2) 宅地建物取引業法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し継続的にこれを実施することについて

宅地建物取引業法をはじめとした関係法令の遵守を徹底するため、全従業員を対象に法令遵守及び倫理教育に関する研修を定期的を実施いたします。

- (3) 宅地建物取引業及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、社内の業務管理体制の整備等必要な措置を講ずることについて

各事務所における専任の宅地建物取引士の配置状況を常時確認できる体制を構築し、変更が生じた場合は直ちに本社総務部門で確認・報告・届出が行えるよう管理体制を整備いたします。

- (4) その他について

弊社は、今回の監督処分「指示処分」を厳粛に受け止め、関係法令の遵守と業務管理体制の強化に全社を挙げて取り組んでまいります。

宅地建物取引士の設置及び届出等に関する管理を徹底し、再び同様の事態を招くことのないよう、役員及び全従業員が一丸となって信頼回復に努めてまいります。

お客様並びに関係各位に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

(5) 本件についてのお問い合わせ先

株式会社ライフアシスト 名古屋本社

052-231-2130 (土日祝除く 10:00~17:00)